

『横浜市防災計画』の修正に対するご意見をお寄せください

「横浜市防災計画」は、災害対策基本法に基づき、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、毎年検討を加え、必要に応じて修正しています。

当該計画は、「震災対策編」「風水害等対策編」「都市災害対策編」の3編で構成され、今年度は、最近の法改正を踏まえ、「風水害等対策編」の一部修正を予定しています。

修正に対する皆様のご意見をお寄せください。

■ 募集方法

下記のお問い合わせ先まで、郵送、ウェブサイト、Eメール又はFAXにより提出してください。
※いただいた個々のご意見への回答はいたしませんので、ご了承ください。

【郵送で提出される場合】

下のはがきを切り取り、送付してください(切手不要)。

＜意見提出用QRコード＞

【ウェブサイトから提出される場合】

【アンケート用から提出される場合】
右記のQRコードを読み取り、市ウェブサイトからご回答ください



■ 募集期間

令和3年10月1日(金)～10月22日(金)

■ お問い合わせ先

横浜市総務局危機管理室防災企画課 TEL:045-671-4096 FAX: 045-641-1677
Eメール: so-bousaikikaku@city.yokohama.jp

■「横浜市防災計画」について

市民情報センター(市庁舎3階)又は 横浜市ホームページでご覧いただけます。

横浜市防災計画



※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理します。

郵便はがき

231 - 8790
005

金利人取人郵便
橫濱港局
承認記

区代
在学・在勤・在住・在住
年齢

（ご記入いただいた内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。）

横浜市防災計画「風水害等対策編」の主な修正内容

■避難情報の名称の変更

災害対策基本法の改正(参考:1-①)に伴い、風水害時に危険の高まりに応じて市が発信する避難情報の名称を変更します。

■個別避難計画の作成の記載

災害対策基本法の改正(参考:1-②)に伴い、市は、高齢者や障害者など避難行動要支援者ごとの避難計画の作成支援を進めます。

■災害救助法適用基準の追加

災害救助法の改正(参考:2)に伴い、本市における災害救助法の適用基準に追加します。

＜参考＞法改正の概要(公布:令和3年5月10日 施行:令和3年5月20日)

1 災害対策基本法の一部改正

① 従来の「避難勧告」「避難指示(緊急)」を「避難指示」に一本化。その他の避難情報も名称を変更
<変更内容>

「避難準備、高齢者等避難開始」 → 「高齢者等避難」
「避難勧告」、「避難指示(緊急)」 → 「避難指示」
「災害発生情報」 → 「緊急安全確保」

② 災害時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、対象者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務化

2 災害救助法の一部改正

災害が発生する前段階においても、災害発生のおそれがあり、国の災害対策本部が設置され、対策の対象区域とされたときは、法の適用による救助が可能に

意見記入欄

ご意見をお書きください。

計画修正に対するご意見

その他

見本

ご意見ありがとうございました。

※なお、いただいたご意見個々への回答は致しませんのでご了承ください。